



対=対象(特記ない場合、区内在住・在勤・在学者) 日=日時・日程 会=会場 当=当日直接会場へ 講=講師
 費=費用(特記ない場合、無料) 情=ほかの情報 申=申込方法(特記ない場合、発行日時時点で申込可)
 問=問合せ先 区=区のホームページ(右記二次元コード)から申込可(はスマートフォン不可)
 区HPQ 0000=区のホームページ検索バーへの番号入力でページを表示



区役所 〒154-8504 世田谷4-21-27
<https://www.city.setagaya.lg.jp/>
 せたがやコール
 区HPQ 120061



せたがやグリーンインフラガイドラインができました

グリーンインフラとは自然環境が持つ様々な機能を目的に応じて積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤や考え方です。区では、グリーンインフラについて、区と区民の皆さんや事業者の方がそれぞれの立場で取り組むための指針等をガイドラインとしてまとめました。皆さんもガイドラインを参考に、区と一緒にグリーンインフラの取組みを始めてみませんか。

問豪雨対策・下水道整備課 ☎6432-7963 FAX6432-7993 区HPQ 188532



防災物品を特別価格であっせんします

災害に備えるための家庭用防災物品(水・食料・携帯トイレ・ポータブルソーラー充電器・消火器・住宅用火災警報器・感震ブレーカー等)をあっせんしています。

住宅用火災警報器の寿命は10年が目安です。全ての住宅に設置が義務付けられてから10年以上が経過しました。ご自宅の住宅用火災警報器の設置時期を確認しましょう。

備詳しくは、区HPQ 28794、チラシ(災害対策課、総合支所地域振興課・まちづくりセンターにあり)をご覧ください。

問災害対策課 ☎5432-2262 FAX5432-3014



自転車用ヘルメット購入費用を補助します

補助内容/事業協力店で4月～7年3月に購入するヘルメット1人1個まで、最大2000円

対区内在住の方

手続き方法/事業協力店で本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)を提示し申込書を記入

備事業協力店等詳しくは、区HPQ 204685をご覧ください。

問交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996



がん相談

対がんで療養中の方、またはそのご家族等(どなたかが区内在住)

●電話相談

対看護師による専門相談=第1・3木曜午前9時～午後1時、がん体験者によるピア相談=第2・4木曜午前9時～午後1時
相談専用電話/☎03-6265-7562

●対面相談(予約制)

対毎月第2・4土曜午前9時～正午 ※6月22日、8月24日、10月26日、1月25日は社会保険労務士による就労相談も実施。

場保健センター(松原6-37-10) ※6月22日、10月26日は三茶おしごとカフェ。

備オンラインでの相談も可。詳しくは、お問い合わせください。

申電話またはファクシミリ(記入例3面)で保健センター(☎6265-7536 FAX6265-7429)へ

●保健センターに「がん情報コーナー」を併設しています

内容/がんに関する書籍の閲覧、冊子等の提供、専門スタッフによる一次相談
利用時間/月～金曜午前9時～午後5時

共通事項 備祝・休日、年末年始を除く。



様々な専門家に相談できる合同相談会

内容/弁護士、税理士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士への個別相談

対5月19日(日)午後1時30分～4時15分

場三茶しゃれなあどホール

備相談時間は1人25分まで。先着順。

担当=世田谷総合支所地域振興課

申4月17日から、電話またはファクシミリ(記入例3面。専門家種別、相談の主旨も明記)でせたがやコールへ



仕事やお金、身の回りの様々な困りごとを相談しませんか

お話を伺った上で、一緒に困りごとを整理し、就労支援や家計相談等の支援を、関係機関と連携して行います。

申電話またはホームページの問合せフォームからぶらっとホーム世田谷(☎5431-5355 FAX5431-5357 <https://platsetagaya.jp/>)へ



らぶらす 女性のための悩みごと・DV相談

対毎週火～木曜=正午～午後4時、午後5時～8時

毎週土・日曜=午前10時～午後1時、午後2時～4時 ※年末年始を除く。

備電話・面接・LINE・メールで相談可。詳しくは、ホームページ(<https://laplace-setagaya.net/>)をご覧ください。

場・問男女共同参画センターらぶらす ☎6450-8510 FAX6450-8511

世田谷区に、ふるさと納税。

ふるさと納税は、ふるさとやゆかりのある自治体を寄附で応援する仕組みです。その後、税の控除の手続きをすると、住所地の自治体に納める住民税が少なくなります。

世田谷区民が、他の自治体にふるさと納税(寄附)をして控除の手続きをすると、世田谷区の税収が減ります。この額が、6年度は119億円になると見込んでいます。

一方、区へも、区民の方、また、全国から多くの寄附をいただいています。5年度は、その額が3億2千万円以上になります。

区民の方も世田谷区にふるさと納税をすることができます

たくさんのご寄附
ありがとうございます

子どもや福祉、みどり保全等様々な寄附のメニューをお選びいただけます。メニューを選んで寄附をすることは、皆さんの税金の使い道の一部を皆さん自身が決めることにつながります。

※制度上、区は区民の方には返礼品をお贈りできません。予めご了承ください。

寄附の使い道を拡充しました

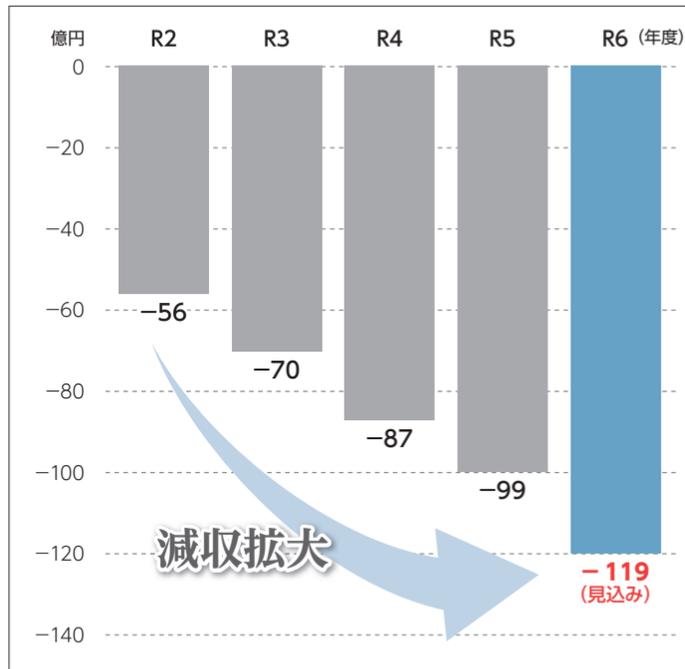
●せたがや 動物とともにいきるまちプロジェクト

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助金の拡充のほか、多頭飼育崩壊時の緊急対応にも活用

●災害対策基金

発災後の復旧のためだけでなく、備蓄等事前の備えなどのためにも活用

ふるさと納税による区民税減収額の推移



新型コロナウイルスとともに乗り越える寄附金の募集は3月31日をもって終了しました。終了にあわせ、寄附受入専用口座も閉鎖しました。多大なご協力ありがとうございました。

備寄附を募集している取組みや寄附の方法等詳しくは、区HPQ 162650(右記二次元コード)をご覧ください。
問ふるさと納税対策担当課 ☎5432-2190 FAX5432-3047

